

令和3年(国)第136号

令和4年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分取消しを求めることである。

第2 事案の概要(再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、令和○年○月○日(受付)、令和○年○月が国民年金法(以下「国年法」という。)附則第9条の4の7及び第9条の4の10の規定に基づき特定事由により特定手続等を行うことができなかったときに該当するとして、付加保険料の申出及び令和○年○月の付加保険料の納付の承認を求め、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、国民年金特定事由等該当申出書を提出した(以下「本件特定事由申出」という。))。

2 機構は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「関連資料及び周辺事情について、調査・収集を行ったうえ、総合的に審査した結果、事務処理誤りの事実が確認できないため。」という理由で、本件特定事由申出を不承認とする旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 国年法附則第9条の4の7及び第9条の4の10第1項ないし第3項には、被

保険者又は被保険者であった者は、特定事由(国年法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと又はその処理が著しく不当であることをいう。以下同じ。)により同法附則第9条の4の7第1項所定の特定手続を行うことができなかったと認められるときは、厚生労働大臣にその旨の申出を行うことができ、厚生労働大臣はその申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとするなどが規定されている。また、国年法第109条の4第1項第37の4号には、上記規定に関する申出の受理及び承認の権限に係る事務は、機構が行うと規定されている。

2 特定事由に係る申出等に係る承認基準について、国民年金法施行規則第73条には、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたと認められることとされ、疎明されたことの認定については、機構は、①特定事由に係る申出等に係る事実について、特定事由に係る申出等を行った者から提出された資料、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合、②特定事由に係る申出等に係る事実について、当該特定事由に係る申出等に係る事実があったことを推測するに足りる関連資料が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合のいずれかに該当する場合に、特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する周辺事情を勘案して認定を行うと規定されている。

3 本件の場合、請求人は、本件特定事由申出について不承認とした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が、上記法令の規定に照らして、適法かつ妥当と認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 「略」

2 請求人は、機構の行った国民年金加入

のお知らせ等は行政サービスとして不公平であり、かつ保険者の誤りで重大な瑕疵に当たり、不利益を被った者に対して救済措置があつてしかるべきであるなどと主張する。

本件記録によれば、請求人が20歳に達する令和〇年〇月当時、関係年金事務所では、請求人において同月の付加保険料を納付することができる期限までに、その納付について案内をする取扱いをしていなかったことが認められ、年金事務所からそうした案内がなければ、被保険者において付加保険料を納付することに思いが及ばないのが実情であると考えられる。しかしながら、個別の被保険者に対し、20歳に達する月から確実に付加保険料を納付することができるように機構において周知を図るべき義務が法令上規定されているわけではなく、どのようにその周知を図るかは、機構の政策的裁量に委ねられているものと解され、付加保険料の納付という事柄の性質に鑑みれば、当時における上記の取扱いが、裁量の範囲を逸脱し、著しく不当であるとまでは認められない。

したがって、本件においては保険者に特定事由に該当する事務処理誤りがあつたと認めることはできない。

- 3 よって、原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。